

保 存 期 間 1 年

法務省管警第11号

平成20年1月17日

入国管理センター所長 殿
地方入国管理局長 殿
地方入国管理局支局長 殿
広島入国管理局下関出張所長 殿
福岡入国管理局鹿児島出張所長 殿

法務省入国管理局警備課長 畠山 学

(公印省略)

収容施設における警備処遇業務の在り方の再確認について（通知）

当局に収容している多数の被収容者の中には、様々な理由により送還を忌避したり、当局の職務執行に反抗するなどして処遇に困難を来すもののほか、一見特異な動向がうかがわれなくても、様々な事情から自傷行為に及ぶもの等があります。

収容施設の警備処遇業務においては、保安事故の防止を旨とし、平素から被収容者的心情把握を図り、的確な警備処遇業務の遂行に意を用いていただいているところですが、入管プロジェクトが5年目を迎え、目標達成に向けた仕上げの年である今こそ、退去強制手続を支える要である警備処遇業務を的確に遂行することが肝要であり、他の各業務とともに、地に足を付けた業務運営を図る必要があります。

ついては、今一度、貴収容施設の警備処遇業務に関し、被収容者の心情や動静の把握、監視（保安事故を発生させる可能性がある死角をもった区域の動しよう、施設構造を含む。）、警備体制（休暇期間における体制や、緊急連絡体制を含む。）、複数の保安事故が相次いで発生した場合における対応、人命に関わる事故における救急措置等、警備処遇業務の在り方について再確認し、保安事故発生の根絶に努めるよう願います。